

島根県報

令和5年1月31日(火)

号外第 8 号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

 次

【告 示】

島根県中小企業制度融資要綱の一部改正

(中小企業課) 2

告示

島根県告示第71号

島根県中小企業制度融資要綱(昭和47年島根県告示第239号)の一部を次のように改正する。

令和5年1月31日

島根県知事 丸 山 達 也

別表特別融資の部経営力強化支援資金の項の次に次のように加える。

収益 中小全業 設備 100,000,000 年1.40 年1.25 10年以 54 以 扱 2 要		が一般質の部件							I					
 					000, 000								商工会	普通銀行
走支 利活動法人で 援型 あって、次の 特別 資金 資金 かに該当し、 作成した経営 行動計画に従って金融機関 の継続的な性 走支援を受け ながら経営改 善等に即 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる 3。) 元金 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる 3。) 一セン ト)、 同欄(3) に該当 する者 にあっ では年 の、45パ ーセン ト)、 同欄(4) に該当 する者 にあっ では年 の、45パ ーセン ト)、 同欄(4) に該当 する者 にあっ では年 の、45パ ーセン ト)以上 と、22パー セン ト り以上 と、22パー を の、25パ ーセン ト り、以上 と、22パー と 22パー と 24 に 23 に 24 に 24 に 25 に 25 に 25 に 25 に 25 に 25	力改	者、組合又は	資金	円		パーセ	パーセ	内	内据置	取扱金	融機関	(融資	議所	商工中金
接型 あって、次の 特別 要件のいずれ 資金 かに該当し、 作成した経営 行動計画に従って金融機関 の継続的な件 走支援を受け ながら経営改 善等に取り組 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5項 類の規定による認定 (同項第4 号に該当する者に限 る。) を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項	善伴	中小特定非営	運転			ント	ント		き	融機関	又は保	対象者	商工会	信用金庫
特別 要件のいずれ 官金 かに該当し、 作成した経営 行動計画に従って金融機関 の継続的な伴 走支援を受け ながら経営改 善等に取り組 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる多認定 (同項第4 号に該当する者に限る。)を受けていること。 (2パーセン (10年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	走支	利活動法人で	資金						元金均	又は保	証協会	の欄(1)	中央会	信用組合
資金 かに該当し、作成した経営行動計画に従って金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組むもの(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項の規定による認定(同項第4号に該当する者に限る。)を受けていること。(2) 保険法第2条第5項 による。 する者 産業板 異財団 ね	援型	あって、次の							等月賦	証協会	の決定	及び(2)	商工会	JAしま
作成した経営 行動計画に従 って金融機関 の継続的な伴 走支援を受け ながら経営改 善等に取り組 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当する者に限 る。)を受けているこ と。 (2) 保険法第 2条第5項	特別	要件のいずれ								の決定	によ	に該当	連合会	ね
行動計画に従 って金融機関 の継続的な伴 走支援を受け ながら経営改 善等に取り組 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる 認定 (同項第4 号に該当する者) には 部 を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項	資金	かに該当し、								によ	る。	する者	産業振	JFしま
ので金融機関 の継続的な伴 走支援を受け ながら経営改 善等に取り組 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当する者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		作成した経営								る。		にあっ	興財団	ね
の継続的な伴 走支援を受け ながら経営改 善等に取り組 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当する者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		行動計画に従								個人		ては年		
建支援を受けながら経営改善等等に取り組むもの (1) 中小企業 年0.2パーセン は一律年の.2パーセン(1) 中小企業(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項の規定による認定(同項第4号に該当する者にあっては年の.45パーセン(同項第4号に該当する者に限る。)を受けていること。 (2) 保険法第2条第5項 (借入時については年の.2パーセント以下は年の.45パーセント以下(借入時については年の.2パーセント以下では年の.2パーセント以下では年の.2パーセント以下では年の.2パーセント以下では年の.2パーセント以下では年の.2パーセント		って金融機関								原則と		0.85パ		
本がら経営改善等等に取り組 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当する者に限る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		の継続的な伴								して不		ーセン		
善等に取り組 むもの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当する者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		走支援を受け								要		ト(借		
世もの (1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当する者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		ながら経営改										入時に		
(1) 中小企業 信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当する者に限る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		善等に取り組										ついて		
信用保険法 (昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当す る者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		むもの										は一律		
(昭和25年 法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当す る者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		(1) 中小企業										年0.2パ		
法律第264 号。以下 「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当す る者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		信用保険法										ーセン		
号。以下 「保険法」 こという。) にあっ 第2条第5 では年 項の規定による認定 ーセン は同項第4 と、2パー 号に該当する者に限る。)を受けていること。 は行いること。 (2) 保険法第2条第5項 年0.2パ		(昭和25年										ト)、		
「保険法」 という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当す る者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		法律第264										同欄(3)		
という。) 第2条第5 項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当す る者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		号。以下										に該当		
第2条第5 では年 項の規定による認定 ーセント以上 (同項第4号に該当する者に限る。)を受けていること。 セント以下(借入時については、年の.2パ		「保険法」										する者		
項の規定に よる認定 (同項第4 号に該当す る者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		という。)										にあっ		
よる認定 (同項第4 号に該当す る者に限 る。)を受けているこ と。 (2) 保険法第 2条第5項		第2条第5										ては年		
(同項第4 号に該当す る者に限 る。)を受 けているこ と。 (2) 保険法第 2条第5項		項の規定に										0.45パ		
号に該当する者に限る。)を受けていること。 2.2パーセント以下(借入時については年0.2パークリンのでは年0.2パークリンのでは年0.2パークリンのでは年0.2パークリンのでは年0.2パークリンのでは年0.2パークリンのでは年10.2パークリンのではます。		よる認定										ーセン		
る者に限 る。)を受けていること。 (2) 保険法第 2条第5項		(同項第4										卜以上		
る。)を受けていること。 以下(借入時については年0.2パー)		号に該当す										2. 2パー		
けているこ と。 (2) 保険法第 2条第5項 (借入 時につ いては 年0.2パ		る者に限										セント		
と。 時については (2) 保険法第 いては年0.2パ		る。)を受										以下		
(2) 保険法第 いては 2条第5項 年0.2パ		けているこ										(借入		
2条第5項 年0.2パ		と。										時につ		
		(2) 保険法第										いては		
の規定によ		2条第5項										年0.2パ		
		の規定によ										ーセン		

る認定(同					卜以上	
項第5号に					1.15パ	
該当する者					ーセン	
に限る。)					ト 以	
を受けてい					下))	
ること。						
(3) 売上高又						
は利益率が						
前年に比べ						
5パーセン						
ト以上減少						
しているこ						
٤.						

別表特別融資の部経営改善サポート資金の項中「〔責任共有の場合〕(」を「(責任共有の場合にあっては」に、「又は1.0パーセント)〔責任共有外の場合〕(」を「、責任共有外の場合にあっては」に、「又は1.2パーセント)ただし、借入時の保証料率」を「(借入時」に、「0.2パーセント」を「年0.2パーセント))」に改め、同表緊急融資の部セーフティネット資金(一般枠)の項中「中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)」を「保険法」に改め、同部セーフティネット資金(新型コロナウイルス感染症対応枠)の項中「)ただし、借入時の保証料率」を「(借入時」に「0.3パーセント」を「年0.3パーセント))」に改め、同表の注中6を7とし、5の次に次のように加える。

6 国の全国統一の保証制度である伴走支援型特別保証制度(伴走支援型特別保証制度要綱(20210310中庁第2号) に規定する「伴走支援型特別保証制度」をいう。)に係る保証は、収益力改善伴走支援型特別資金についてのみ適 用する。

別表の注に次のように加える。

8 収益力改善伴走支援型特別資金及び経営改善サポート資金について、経営者保証免除対応を適用する場合においては、保証料率に年0.2パーセントを上乗せする。ただし、借入時の保証料率については、上乗せしない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の別表特別融資の部収益力改善伴走支援型特別資金の項の規定 は、令和5年2月1日以後の認定(保証承諾分を含む。以下同じ。)に係る融資について適用し、同日前の認定に係る 融資については、なお従前の例による。